

4. 農林水産業者の支援

番号	4-01(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農林漁業セーフティネット資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 主業農林漁業者等※1であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件(R2.9.18現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資金使途:新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経営の再建に必要な資金(運転資金) <input type="checkbox"/> 借入限度額:(一般):1,200万円 (特認 ※2):年間経費等の12/12以内 <input type="checkbox"/> 償還期限:15年以内(据置期間3年以内) <input type="checkbox"/> 借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 ※3 6年目移行の金利については所定の金利となります。 <input type="checkbox"/> 担保:実質無担保化 <p>※1主業農林漁業者とは 個人:農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人:農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方</p> <p>※2 簿記記帳を行っている場合 ※3 林業者については、貸付当初10年間無利子化</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371 漁業者は愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島支所 TEL:22-1232		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-02(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	認定農業者		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定農業者であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者 認定農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>■借入条件 <input type="checkbox"/>資金使途:農業経営改善計画の達成に必要な長期資金(負債整理を含む) <input type="checkbox"/>借入限度額:個人:3億円 法人:10億円 <input type="checkbox"/>償還期限:25年以内(据置期間10年以内) <input type="checkbox"/>借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。 <input type="checkbox"/>担保:実質無担保化</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-03(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	経営体育成強化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等(主業農業者※1、認定新規就農者、集落営農組織など)であって経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者。農業者等(主業農業者※1、認定新規就農者、集落営農組織など)であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>■借入条件 <input type="checkbox"/> 資金用途:経営改善に係る長期資金(負債整理を含む) <input type="checkbox"/> 借入限度額:個人:1.5億円 法人: 5億円 <input type="checkbox"/> 償還期限:25年以内(据置期間3-10年以内) <input type="checkbox"/> 借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。 <input type="checkbox"/> 担保:実質無担保化</p> <p>※1 主業農業者とは 個人:農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農業に係る粗収益が200万円以上の方 法人:農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農業に係る売上高が1,000万円以上の方</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-04(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※1、集落営農組織など)であって、経営に影響が発生していること又は発生するおそれがあることを新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者。農業者等(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者※1、集落営農組織など)であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>■借入条件 <input type="checkbox"/> 資金使途: 農業経営の改善のために必要な農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金 <input type="checkbox"/> 借入限度額: 個人: 1,800万円 法人: 2億円 ※2 <input type="checkbox"/> 償還期限: 7-20年以内(うち据置期間2-7年以内) <input type="checkbox"/> 借入金利: 貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。 <input type="checkbox"/> 担保: 実質無担保化 <input type="checkbox"/> 保証: 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を当初5年間免除</p> <p>※1 主業農業者 個人: 農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農業に係る粗収益が200万円以上の方 法人: 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農業に係る売上高が1,000万円以上の方</p> <p>※2 集落営農組織は融資率上限80%</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/nougyokindaikasikin.html		
お問い合わせ先	取扱金融機関(JAえひめ南 Tel: 22-8111(代表)、銀行、信用金庫等)		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-05(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	JA	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農業者等(組合員・准組合員の資格が必要)</p> <p>■借入条件(R2.3.30現在)</p> <p><input type="checkbox"/>資金使途:新型コロナウイルス感染症の影響による生産量の低下や販売数量の減少等より生じた農畜産物等の損失額その他、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた費用で農業経営の維持においてJAが必要と認めた資金</p> <p><input type="checkbox"/>借入限度額:個人:10万円以上500万円以内 法人:10万円以上1,000万円以内</p> <p><input type="checkbox"/>償還期限:7年以内(据置期間3年以内)</p> <p><input type="checkbox"/>借入金利:年0.600%(貸付当初5年間実質無利子化)</p> <p><input type="checkbox"/>保証:愛媛県農業信用基金協会への実質保証料免除</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/jakoronataisakusikin.html		
お問い合わせ先	JAえひめ南本所 TEL:22-8111(代表)		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-06	項目	相談支援
制度の名称	畜産の経営に関すること	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	畜産家		
制度の内容	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足、流通の滞り等の相談を受け付けております。</p> <p>■受付時間 □平日 8時30分～17時15分</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市農林課 TEL:24-1111(内線2812) 南予家畜保健衛生所宇和島支所 TEL:22-1294		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-07(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	漁業近代化資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月10日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等(個人・法人)であって、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認書で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資金使途:5号資金(愛媛県では6号資金:種苗購入・育成) <input type="checkbox"/> 借入限度額:養殖業者:9千万円(個人)、3億6千万円(法人) <input type="checkbox"/> 償還期限:5年以内(据置期間2年以内) <input type="checkbox"/> 借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。 <input type="checkbox"/> 担保:実質無担保化 <input type="checkbox"/> 保証:保証料当初5年間免除 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	水産庁 https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kinyuu/gyokin/gyokin.html		
お問い合わせ先	愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島支所 TEL:22-1232		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-08(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	高収益作物次期作支援交付金	支援の種類	交付金
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月8日 令和2年12月7日(運用見直し後)	制度(申請)期限	令和2年7月22日 令和2年12月11日(運用見直し後)
活用できる方	<p>■R2.2月から4月の間に高収益作物(野菜、花き、果樹、茶等)について、出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者(出荷実績、または廃棄等が確認できる書類が必要) ※加工品を含む。米・麦・大豆等土地利用型作物は対象外。</p> <p>■収入保険、農業共済、野菜価格安定対策等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者</p> <p>■令和3年度末までに高収益作物の作付面積拡大を目指すこと(果樹・茶等永年性作物は現状面積維持でも可) 【運用見直し】</p> <p>■前年同時期と比較して減収となった品目がある生産者に限定 【追加措置】</p> <p>■「運用見直し」により交付金が交付されなくなる又は減額になる生産者であって、既に次期作に向けて機械や資材に投資を行うなど、積極的な取組を行った生産者</p>		
制度の内容	<p>■次期作に前向きに取り組む生産者への支援</p> <p>□10a当たり5万円(中山間地域は1割加算) □施設で栽培される花き・大葉・わさび:10a当たり80万円</p> <p>□施設で栽培されるマンゴー・おうとう・ぶどう:10a当たり25万円</p> <p>※加温装置または灌水装置がある施設(雨よけハウスは除く。)</p> <p>■需要促進に取り組む生産者への支援</p> <p>□10a当たり2万円(中山間地域は1割加算)</p> <p>■厳選出荷に取り組む生産者への支援</p> <p>□1人1日当たり2,200円</p> <p>【運用見直し】</p> <p>■交付額の減額(前年同時期と比較し減収となった品目の減収額と、減収となった品目の作付面積に10a当たり5.5万円を乗じて算出した金額のうち低い額を交付申請額とする。)</p> <p>■厳選出荷に取り組む生産者への支援として1人1日当たり2,200円、90日を上限とする。</p> <p>【追加措置】</p> <p>4月30日から10月30日までの間に、新たに機械・施設を整備した取得費や資材等の使用量増加分に係る経費等について運用見直しによる減額分を上限として支援する。</p>		

手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。
その他	-
ホームページURL	-
お問い合わせ先	宇和島市 農林課 TEL:24-1111(内線2816・2813・2804)

4. 農林水産業者の支援

番号	4-09(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農林漁業施設資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。</p> <p>1 農業を営む者 2 農業協同組合、土地改良区等</p> <p>■借入条件</p> <p><input type="checkbox"/>資金用途:施設整備等に必要な長期資金</p> <p><input type="checkbox"/>借入限度額:主務大臣指定施設 原則負担額の80%(但し、資金用途によって上限額あり) 共同利用施設 負担額の80%</p> <p><input type="checkbox"/>償還期限:主務大臣指定施設 原則15年(うち据置期間3年)以内 共同利用施設 原則20年(うち据置期間3年)以内</p> <p><input type="checkbox"/>借入金利:貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shisetsushikin.html		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 松山支店 TEL:089-933-3371		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-10(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	農業経営負担軽減支援資金	支援の種類	貸付・融資
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月30日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■対象者 負債の償還が困難となっている農業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者</p> <p>■借入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資金用途: 営農負債の借換え <input type="checkbox"/> 貸付限度額: 営農負債の残高 <input type="checkbox"/> 償還期間: 10年以内(うち据置期間3年以内) <input type="checkbox"/> 貸付利率: 貸付当初5年間実質無利子化 6年目移行の金利については所定の金利となります。 <input type="checkbox"/> 担保: 実質無担保化 <input type="checkbox"/> 保証: 農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除 		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/21/coronagrisikin.html 国 https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/06/1_0643.html		
お問い合わせ先	取扱金融機関(JAえひめ南 Tel:22-8111(代表)、銀行、信用金庫等)		

4. 農林水産業者の支援

番号	4-11(終了)	項目	事業への支援
制度の名称	経営継続補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	国	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	制度開始日:令和2年5月14日 申請開始日:令和2年6月29日	制度(申請)期限	申請期限:令和2年7月29日
活用できる方	農林漁業を営む個人又は法人 ※常時従業員数が20人以下であること		
制度の内容	<p>■補助対象経費及び補助率</p> <p>(1)1~3のいずれかを含む経営の継続に関する取組に要する経費 【補助率:3/4 補助上限額100万円。共同申請の場合最大1,000万円】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.国内外の販路の回復・開拓 2.事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換 3.円滑な合意形成の促進等 <p>(2)感染拡大防止の取組に要する経費【補助率:定額 補助上限額50万円。共同申請の場合最大500万円】 ※注・(1)の経費の1/6以上を「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要あり。</p> <p>■交付対象期間 令和2年5月14日から令和2年12月末日(期間内に完了しない取組は対象外)</p> <p>■申請方法~補助金交付の流れ 農林漁業者が支援機関のサポート(※必須)を受け、経営計画を策定し補助金事務局(全国農業会議)へ提出。審査の後採択となれば取組を実施。完了後実績報告を行い、補助金交付を受ける。</p> <p>■支援機関 農協、森林組合、漁協、農業経営サポートセンター、愛媛県各地方局地域農業育成室 等</p> <p>■留意点 本事業は給付金ではなく、一定の行為に対して補助するものであるため、自己負担が発生する。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先にご確認ください。		
その他	農業者の支援機関はJA組合員はJAえひめ南、それ以外の方は南予地方局産業振興課地域農業育成室が窓口		
ホームページURL	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html		
お問い合わせ先	農林水産省経営局経営政策課 TEL:03-6744-0576		